

よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 令和 8 年 4～6 月受付分の支援金に申請しましたが不支給だった場合、再度申請できますか。

A 1 できません。本追加支援は、4～6 月受付分の支援金の支給要件を満たした方を対象としています。

Q 2 令和 8 年 4～6 月受付分の支援金に申請しましたが、まだ支援金が支給されていません。その場合でも申請できますか。申請は必要ですか。

A 2 はい、できます。申請が必要です。ただし、4～6 月受付分の支援金の審査の結果、不支給となった方は今回の支援金も受給できません。

Q 3 令和 8 年 4～6 月受付分の支援金に申請していない人は申請できないのですか。

A 3 4～6 月受付分の支援金に申請されていない方は、別途実施している大阪府肥料価格高騰対策支援金（7～9 月受付分）にて、追加支援額も含めた金額にて支給しております。

Q 4 再度申請をしないと支援金は受け取れないのでしょうか。

A 4 4～6 月受付分の支援金を申請・受給していたとしても、再度の申請がない場合は追加の支援金を受け取れません。お手数をおかけしますが、再度の申請が必要となります。